

大垣市工事費内訳書取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定に基づき、市が発注する建設工事の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者（以下、入札者という。）の適正な積算を促進するため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 市が発注する建設工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札により実施する全ての工事を対象とする。

（提出の方法等）

第3条 工事費内訳書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 電子入札による場合は、大垣市電子入札実施要綱第4条の規定により入札書提出締切日時までに、電子入札システムにより入札書に添付して提出するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、入札書を書面により提出する場合は、工事費内訳書も書面により提出するものとする。
- (3) 入札者は、提出した工事費内訳書の書換え、引換又は撤回をすることができない。

（工事費内訳書の作成方法）

第4条 入札者は、工事案件ごとに次の各号を満たす工事費内訳書を作成しなければならない。

- (1) 様式は任意とするが、市が事前に準備した様式を参考とすること。
- (2) 入札者の商号又は名称、代表者氏名、住所並びに仕様書番号、工事名を記載し、押印（電子入札システムにより提出する場合を除く。）すること。
- (3) 工事価格（消費税及び地方消費税の額を除く合計額をいう。）は、入札金額と一致していること。
- (4) 値引き、マイナス計上の項目が記載されていないこと。

（入札の無効）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。ただし、軽微な不備については、注意を行った上で、入札を無効としないことができる。

- (1) 工事費内訳書を提出しない場合
- (2) 提出された工事費内訳書が、対象工事の工事費内訳書であることが特定できない場合
- (3) 前条に定める方法によって工事費内訳書を作成していない場合
- (4) その他、工事費内訳書の内容に不備が認められる場合

(審査)

第6条 審査は、開札後、落札候補者（くじ引きにより決定した者を含む。）により提出された工事費内訳書について行う。ただし、審査の結果、落札候補者が次順位に移行した場合は、当該者により提出された工事費内訳書について審査を行う。

- 2 審査にあたり工事費内訳書の内容を調査する必要がある場合は、落札候補者は、積算根拠を明確にした詳細な工事費内訳書を提出しなければならない。
- 3 談合等の不正行為が疑われる場合は、当該入札の落札決定を保留するとともに、審査の対象を全入札者の工事費内訳書として、必要に応じて大垣市談合情報対応マニュアルに基づく措置等を講ずる。

(工事費内訳書の取扱い)

第7条 提出された工事費内訳書は、返却しない。

- 2 提出された工事費内訳書が、談合等の不正又は不誠実な行為が疑われる場合は、公正取引委員会等に提出することがある。
- 3 提出された工事費内訳書は、大垣市情報公開条例（平成10年条例第1号）第6条に規定する非公開情報とする。
- 4 落札者の工事費内訳書は、入札関係書類として保管する。

(入札者への周知)

第8条 入札者に対する工事費内訳書提出の周知は、入札公告又は指名通知書により行う。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。